

福岡地方裁判所委員会（第36回）議事概要

1 開催日時

平成26年3月24日（月）午後1時30分から午後3時00分まで

2 場所

福岡地方裁判所5号評議室

3 出席者

（委員）

川口宰護委員長，瓦林達比古副委員長，青峰万里子委員，佐藤洋志委員，野田部哲也委員，長谷川彰委員，樋口公一委員，藤尾順司委員，宮崎優介委員，村山由香里委員，山之内紀行委員，結城剛行委員，吉本圭一委員（委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

町田政弘事務局長，橋邊隆司民事首席書記官，松岡俊二刑事首席書記官，谷川義博刑事次席書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

古賀元成総務課長，寺島秀樹総務課課長補佐

4 議事（□：委員長，△：副委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所）

(1) 「被害者配慮制度の運用状況等について」

（谷川義博刑事次席書記官から被害者保護制度の運用状況等について説明し，実際に法廷に出向いて遮への措置及ビデオリンクシステムを利用した模擬の証人尋問を実施した後に，意見交換を行った。）

○ 遮への措置とビデオリンクシステムの両方に関連するかも知れませんが，よくテレビなどで発言者の声を変えて放送しているように，証人の発言についても声を変えるというのは法的には認められていないのですか。

□ 刑事訴訟法上，声を変えるということは認められていません。被告人の権利保護，あるいは防御権の保障という観点から，声まで変えられてしまうと，本当にその証人が被害者なのか，被告人自身が分からなくなってしまいます。

- 証人が誰かということは、被告人は分かっているのですか。
- 検察官が証人尋問について請求し、弁護人に意見を聞いた上で、裁判所が採否を決定するという手続きを執っていますから、弁護人を通じて、被告人には知らされていると思います。ただ、公判の冒頭に、被害者の氏名を秘匿する決定がされていると、公判中には被害者の氏名を発言できないこととなりますので、被害者が証人として出頭した場合は、証人の人定質問の中で氏名は言わないようにするなど配慮しています。ですので、被告人からすれば、証人が本当に被害者なのかどうか分からない場合もあると思いますが、防御権の保障の観点から、弁護人には必ず明らかにするようにしています。
- △ どういう場合に遮への措置を執るのか、あるいはビデオリンクシステムを利用するのかといった基準みたいなものはあるのですか。
- ◇ どの事案が遮への措置あるいはビデオリンクシステムを利用できるのかといった要件は、刑事訴訟法に定められています。ただし、要件を満たす場合であっても、基本的には証人側からの申出が前提になっていますので、法廷で被告人と会うことになっても、法廷に出てきて証言したいという人であれば、そういった申出はなく、遮への措置あるいはビデオリンクシステムは利用されないということになります。
- △ 制度が始まって以降、遮への措置あるいはビデオリンクシステムの利用実績が5年間で500件余りに上るとのことでしたが、ほとんどが性犯罪事案ですか。
- 必ずしもそうではありません。
- ◇ 遮への措置は、罪名を要件とするものではなくて、その犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態等を勘案して、相当と認めるときという要件を満たした場合に実施できるとされています。他方で、ビデオリンクシステムは、性犯罪等の特定の罪名が要件となります。当庁でのこれまでの実績を見ると、遮への措置だけを実施する件数が多かったようですが、それは、ある特定の罪名の犯罪が多かったからではないということになります。
- 証人に対しては、遮への措置あるいはビデオリンクシステムを利用すること

ができる旨を提示して、証人に選んでもらうことになるのですか。

□ 遮へいの措置あるいはビデオリンクシステムを利用した証人尋問を実施するかどうかは、裁判所が採否を決定することになります。まず、検察官が、被害者又はその関係人から話を聞いて、証人として証言をしてもらうことになった場合に、遮へいの措置あるいはビデオリンクシステムを希望するかどうかを確認した上で、検察官から裁判所に対して、申出をしてもらうことになります。

◎ 具体的には、証人として証言をしてもらう方から、書面で希望を検察官に伝えてもらったり、同人との事前の打合せや同人に対して公判期日の通知をした際に、遮へいの措置あるいはビデオリンクシステムの説明をして、希望があれば裁判所にその旨を申し出るという流れになります。証人として出頭していただくことが難しい現状にあることから、遮へいの措置あるいはビデオリンクシステムといった被害者保護制度があることを説明した上で、証人として出頭していただくように努力しているのが実情です。

□ 裁判所は、そのような検察官からの申出を受けて、弁護人の意見を聞いた上で、遮へいの措置あるいはビデオリンクシステムを実施するかどうかを決めるということになります。

△ そうすると、ハラスメント関係の性犯罪とか、暴力団絡みの事案とか、そういう場合に利用することが多いということですか。

◎ 実際には、性犯罪関係の事案や暴力団関係の事案についての申出が多いという印象を持っています。ただ、暴力団関係と言っても、あまり暴力団からの威迫が予想されないような事案もありますので、そのような場合は、遮へいの措置あるいはビデオリンクシステムを実施しないこともあります。いわゆる暴力団の組織的な犯罪に絡むもの、例えば、襲撃事件とか、麻薬や覚せい剤の密売事案などについては、関係者をビデオリンクシステムを利用して証人尋問したことはあります。検察官からの申出があればすべて実施するというものではなく、刑事訴訟法の要件を備え、かつ、必要性があれば実施するということになります。

○ 例えば、ビデオリンクシステムを希望している証人に対し、ビデオリンクシス

テムは利用しないと伝えたことで、証人として証言を断った人はいませんでしたか。

◎ 私の経験上では、ビデオリンクシステムは利用しないと伝えて、証人としての証言を断った人はいませんでした。検察官のご尽力もあるかと思いますが、説得の上、結局、遮への措置だけでよいとして証言してくれたことがありました。

○ 例えば、説得して出頭した証人から、やはりビデオリンクシステムを利用してくれた方がよかったと不満を述べられたということはありませんでしたか。

◎ 不満を述べられたということは聞いたことはありませんが、基本的に、裁判所とは、申出の段階で、ビデオリンクシステムがだめなら遮への措置だけでも実施して欲しいといった具合に、柔軟にやりとりをしていると思います。遮への措置あるいはビデオリンクシステムは、公判の場で、できるだけきちんと証言していただくための制度ですから、どうすれば証言をしていただけるかを考えて、その上で証人を説得しているのが実情です。

○ ビデオリンクシステムを利用した上で、さらに遮への措置を執るというケースもあるのですか。

□ そのケースは結構多いと思います。

△ 先ほども同じ意見があったかと思いますが、犯罪被害者に対する保護の観点からすれば、被害者の声を変えないのはどうかと思います。証人にとっては、遮への措置などで法廷全体の様子が分からないから、被告人を目にすることなく、心理的に安心するかも知れませんが、被告人からすれば、いくら遮への措置などしても、証人として証言している人が誰かというのが分かるというのであれば、遮への措置やビデオリンクシステムといった制度はやはり中途半端なものだと思います。

◎ もともと、証人尋問について、刑事訴訟法の求めている本来の姿というのは、公開の法廷で、証人が相手方当事者等からの反対尋問にさらされる中で、証言内容が信用できるかどうかを判断するところにあります。ですから、証人が話している様子、表情がどのように変わるのかといった点も含めて、証言の信用性を判

断することになる訳です。それをあえて、証人を一部の当事者あるいは傍聴人から見えないようにしたり、別の場所で証言させるというのは、例外的に被害者保護の見地からやっているものですので、被害者保護を強調しすぎると、そもそも証人として出頭しなくても、証言内容を書面化したものを常に証拠として信用できるものとして取り調べれば良いではないかという話になりかねません。証人の声色の点も、証人が話している声の調子などがどう変わるかという点を裁判官及び裁判員が聞いて判断することになりますので、テレビのワイドショーなどでやっているように声色を変えられてしまうと、その点が全然分からなくなってしまいます。被害者保護との兼ね合いで、刑事訴訟法が求めている本来の証人尋問の姿とどこでどうバランスを取るのかは非常に難しいものであると考えています。

△ 証人の声色を変えないことで、自分の声を聞かれたら自分が証言しているということが被告人に分かってしまうので、証人として出頭する人が減るということにはならないのでしょうか。

◎ そういう場合が皆無とまでは言い切れませんが、刑事訴訟法の要請と被害者保護の要請をぎりぎりところでバランスを取って運用しているという実情を御理解いただければと思います。

○ 被告人だけ、証人の声が聞こえないようにするということはできないのですか。

□ それは難しいと思います。被告人は起訴されていますので、もし、その証人が被告人に不利なことを言って、それに基づいて有罪になれば、処罰されることになってしまいます。被告人からすれば、実際はやっていないのに、勝手に誰かが法廷に来て証言していると、声も全然違うけれども本当らしいことを言っているというように、その証人が、被告人が関わった事件に関与している人かどうか分からないということになると、防御のしようがない訳です。ですので、被害者の保護も重要ですが、被告人の権利保障も重要ということになります。

◎ 先ほどのビデオリンクシステムの実演を見ていて、随分と工夫されているなという印象を持ちました。ですが、証人と対面して証言を聞くのと、ビデオリンクシステムを利用して別室にいる証人の証言を聞くのとでは、やはり、証言の受け

取られ方に差が出ると思います。証人と対面して証言を聞いていると、例えば、ハンカチを握り返してみたり、汗がうっすらと浮かんだりとか、証言以外に証人から発せられるいろいろなメッセージを感じ取ることができますが、一方で、ビデオリンクシステムだと、なかなか感じにくいというのはあると思います。そこで、お尋ねしたいのですが、まず、ビデオリンクシステムの利用の申出があつて、弁護人からの意見があり、遮への措置に切り替えるということがあるのか、あるとすればどのような場合かという点と、もう1点は、遮への措置は、かなり仰々しい感じで実施されていますが、遮へい板の設置等の際に、裁判員は、そのまま法壇に着席されたままなのか、一旦席を外されているのかという点です。私がある裁判員裁判対象事件の弁護人だったとした場合、遮への措置を執るときに裁判員が法廷にいるというのは、何となく、これだけ証人が怖がって遮への措置まで執られているのだから、被告人は当該事件の犯人なのであろうというふうに、裁判員は感じ取られるのではないかと考えてしまいます。否認している被告人の場合は、なおさら、遮へい板等の設置場面は裁判員には見せない方が良く思うのですが、その点はいかがでしょう。

◎ 1点目については、弁護人の意見を聞いて、ビデオリンクシステムは採用せずに遮への措置のみを実施したという事例はあります。ただ、どのような場合に遮への措置にするのかといったことは一概には言えず、事案に応じて、ビデオリンクシステムの利用の必要性、遮への措置の必要性を検討して決めるということになります。2点目については、私の経験上では、裁判員裁判対象事件で遮への措置を執った証人尋問を実施した際、裁判員は、遮へい板の設置から証人の入退廷までの間、終始、法壇に着席したままの状態でした。

□ 先ほどの2点目の質問についてですが、むしろ、被告人と犯人の同一性が争われている事件では、そもそも遮への措置やビデオリンクシステムを利用して証人尋問を実施して良いのかという問題にも繋がるかと思えます。ただ、それに関しては、先ほども述べたように、事案によって遮への措置やビデオリンクシステムを使い分けることとなりますので、被告人からは証人が見えるようにして、

証人と傍聴人とだけ遮へいの措置を執るといったことも組合せ的には考えられるということになります。

- 先ほどビデオリンクシステムのここ5年間の実施件数について説明を受けましたが、直近の2年間で件数の減少が見られるのは、何か理由があるのでしょうか。
- ◇ 平成22年から23年にかけて、福岡地方裁判所本庁及び管内の全事件数が減少していますので、必然的にビデオリンクシステムの実施件数も減少したのではないかと推測しています。
- 本日、遮へいの措置の実演を見せてもらいましたが、全国的にも同じ方法で実施されているのでしょうか。
- 全国的にも同じ方法で実施されていると思います。
- 遮へい板1枚で証人を隠すやり方は、非常に原始的なやり方だと思いました。時々、被告人から証人の姿が見えてしまうこともあるのではないのでしょうか。
- ◎ 本日は模擬の実演だったので、そうお感じなられたかも知れませんが、実際の場面では、書記官ら裁判所の職員によって、被告人や傍聴人から証人の姿が見えないように、証人の入廷から退廷までの動線も含めて、遮へい板の設置位置や角度について事前に入念に調整し、準備した上で実施されていますので、よほどのことがない限り、被告人や傍聴人から証人の姿は見えないと思います。
- ◎ そもそも遮へいの措置やビデオリンクシステムの制度は、被害者側の意識の向上と言いますか、被告人の人権や利益ばかりが強調されて、被害者遺族の立場が置き去られているのではないかといった意識の高まりに端を発して検討されてきたものです。
- 被害者保護制度は、平成10年当たりから脚光を浴びたと言われていています。まず、被害者保護の基本計画が策定され、それに連動する形で、遮へいの措置やビデオリンクシステム、被害者の意見陳述や被害者参加手続といった、いろいろな制度が作られてきました。
- 先ほどの被害者保護制度の運用状況の説明の中で、被害者配慮の要否の点が民事と刑事で若干異なるということでしたが、民事においては、どういう場合に配

慮するといった整理がされているのでしょうか。

- ◎ 民事事件担当の裁判官の立場から発言しますが，民事事件についても，基本的には事案によると思いますが，できるだけ被害者側に配慮する方向で実施されているのではないかと考えています。
- 被害者に配慮するかどうかの判断は，裁判長の訴訟指揮によるということになります。

(2) 福岡地方裁判所のホームページへの掲載

福岡地方裁判所のホームページには，福岡地方裁判所委員会における委員からの意見を踏まえて取り組んだ事項を掲載しているページがあるが，掲載している事項が平成19年5月時点のものであるため，それ以降に取り組んだ事項のうち，最近のものを中心に，別紙のとおり掲載することとした。

(3) 次回委員会（第37回）の予定

ア 日時

平成26年7月7日（月）午後1時30分から午後3時まで

イ テーマ

「簡易裁判所における民事調停について」

以 上

(別紙)

福岡地方裁判所の取組み（ホームページ掲載事項）

～地方裁判所委員会での意見を踏まえて～

○ 簡易裁判所をより利用しやすく

平成26年1月に、市民の方々に、民事紛争に関する手続相談や受付を利用しやすいものとしていただくために、簡易裁判所の手続案内センターと調停センターの部屋を一室に統合し、別館1階の独立した部屋へ移転しました。また、同部屋への誘導案内板を本館1階正面玄関に入ってすぐのところに設置して、できるだけ分かりやすいように表示しました。

○ DV事件手続に関するリーフレットの作成、配布

平成26年1月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」と言います。）が一部改正されたことに併せて、DV防止法による保護命令の申立てを考えている方のためのリーフレットを作成し、福岡地方裁判所本庁及び管内の支部、簡裁の各裁判所庁舎内に備え置くとともに、自治体や警察署、法テラス、DVセンター等に配布しました。

○ 福岡地方裁判所における防災計画

福岡地方裁判所では、業務継続計画や防火・防災消防計画に基づき、同計画にかかるプロジェクトチームを立ち上げて、火災や地震が発生した際の避難訓練のほか、裁判中の地震発生を想定した法廷内訓練などを企画し、実施しています。最近では本庁と支部間で連携した防災訓練を実施し、本庁・支部間における情報伝達等の訓練も実施しています。

また、防災備品として、平成26年3月中に、本庁及び管内の支部、簡裁の法廷などにヘルメットを整備することとしています。

○ AEDの設置場所の表示

福岡地方・簡易裁判所庁舎内のAEDの設置場所（本館1階、別館2階、新館1階）が分かりやすいように、総合案内板や各階の案内版に設置場所を表示しました。